

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項番号	要望種別 (規制改革 A/民間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	要望主体名	その他 (特記事項)
5014	5014002	2	A	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化に 当たり、 ①7条検査を廃止し、浄化槽設置 工事に対する検査制度を導入 し、強化を図る。 ②浄化槽法第7条検査(以下、7 条検査と称す)を、浄化槽法11 条検査(以下、11条検査と称す) で代用する。		7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置 工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが 目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～ 5ヶ月に受検しなければならず、指定検査機関は、浄化 槽の機能状況の確認だけを、設置工事や構造の適否に関わ る確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確 認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不 適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そ のままの状態になっている方が多い。 よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検 査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査 で代用するようにすれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座 に対応できるものと思う。	浄化槽法	・環境省	有限会社 嘉穂衛生	
5014	5014003	3	A	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す)内容の 簡素化	現行法で規定されている11条 検査の検査項目を放流水のBO D検査だけに簡素化する。また、 窒素およびリンの除去型浄化槽の 場合は、窒素、リンおよびBOD検 査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能してい るか」について年1回検査するが目的です。しかし、11条検 査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」 は、浄化槽維持管理者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」 の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検 項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。 さらに、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国 で10%台と低い(環境情報より)。 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によ る尿及び糞排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全 及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検 査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であ るよって、同じ項目を点検および検査をしながらも、BODのみ (窒素およびリンの除去型浄化槽は窒素、リンおよびBOD)の水質 検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検 査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上にな る。	浄化槽法第 11条	・環境省	有限会社 嘉穂衛生	
5015	5015002	2	A	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化に 当たり、 ①7条検査を廃止し、浄化槽設置 工事に対する検査制度を導入 し、強化を図る。 ②浄化槽法第7条検査(以下、7 条検査と称す)を、浄化槽法11 条検査(以下、11条検査と称す) で代用する。		7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設 置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが 目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～ 5ヶ月に受検しなければならず、指定検査機関は、浄化 槽の機能状況の確認だけを、設置工事や構造の適否に関わ る確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確 認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不 適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そ のままの状態になっている方が多い。 よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検 査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査 で代用するようにすれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座 に対応できるものと思う。	浄化槽法	・環境省	有限会社 諫山環境開 発	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項番号	要望種別 (規制改革 A/民間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	要望主体名	その他 (特記事項)
5015	5015003	3	A	浄化槽設置工事検査と D検査(以下、11条検査と 称す。)	<p>現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。</p>		<p>11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。さらに、浄化槽法第11条に基づく定期点検の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。</p> <p>よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠である。よって、同じ項目を点検および検査をしながらも、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。</p>	浄化槽法第11条	環境省	有限会社 諫山環境開 発	
5017	5017002	2	A	浄化槽設置工事検査の強化	<p>浄化槽設置工事検査の強化に 当たり、</p> <p>①7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。</p> <p>②浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。</p>		<p>7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけを、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。</p> <p>よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようにすれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。</p>	浄化槽法	環境省	福岡県環境 システム協 同組合	
5017	5017003	3	A	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す。)内容の簡素化	<p>現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。</p>		<p>11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。さらに、浄化槽法第11条に基づく定期点検の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。</p> <p>よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠である。よって、同じ項目を点検および検査をしながらも、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。</p>	浄化槽法第11条	環境省	福岡県環境 システム協 同組合	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項番号	要望種別 (規制改革 A/民間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	要望主体名	その他 (特記事項)
5018	5018002	2	A	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化に 当たり、 ①7条検査を廃止し、浄化槽設置 工事に対する検査制度を導入 し、強化を図る。 ②浄化槽法第7条検査(以下、7 条検査と称す)を、浄化槽法11 条検査(以下、11条検査と称す) で代用する。		7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置 工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが 目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～ 5ヶ月に受検しなければならず、指定検査機関は、浄化 槽の機能状況の確認だけを、設置工事や構造の適否に関わ る確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確 認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不 適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そ のままの状態になっている方が多い。 よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検 査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査 で代用するようにすれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座 に対応できるものと思う。	浄化槽法 ・環境省	特定非営利 活動法人 福岡県浄化 槽水質検査 協会		
5018	5018003	3	A	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す)内容の 簡素化	現行法で規定されている11条 検査の検査項目を放流水のBO D検査だけに簡素化する。また、 窒素および燐の除去型浄化槽の 場合は、窒素、燐およびBOD検 査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能してい るか」について年1回検査するが目的です。しかし、11条検 査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」 は、浄化槽維持管理者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」 の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検 項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。 さらに、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国 で10%台と低い(環境情報より)。 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によ る尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全 及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検 査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であ るよって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ (窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質 検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検 査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上にな る。	浄化槽法第 11条 ・環境省	特定非営利 活動法人 福岡県浄化 槽水質検査 協会		
5020	5020002	2	A	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化に 当たり、 ①7条検査を廃止し、浄化槽設置 工事に対する検査制度を導入 し、強化を図る。 ②浄化槽法第7条検査(以下、7 条検査と称す)を、浄化槽法11 条検査(以下、11条検査と称す) で代用する。		7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設 置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが 目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～ 5ヶ月に受検しなければならず、指定検査機関は、浄化 槽の機能状況の確認だけを、設置工事や構造の適否に関わ る確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確 認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不 適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そ のままの状態になっている方が多い。 よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検 査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査 で代用するようにすれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座 に対応できるものと思う。	浄化槽法 ・環境省	有限会社 田村環境開 発工業		

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項番号	要望種別 (規制改革 A/民間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	要望主体名	その他 (特記事項)
5020	5020003	3	A	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す。)内容の簡素化	現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および磷の除去型浄化槽の場合は、窒素、磷およびBOD検査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドライン」に基づく「外観検査項目」は、浄化槽維持管理者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。さらに、浄化槽法第11条に基づく定期点検の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠である。よって、同じ項目を点検および検査をしながらも、BODのみ(窒素および磷の除去型浄化槽は窒素、磷およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。	浄化槽法第11条	環境省	有限会社 田村環境開発工業	
5031	5031013	13	A	信用保証協会の保証利用の拡大	・特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とする。		・NPO法人には、中小零細法人が多い。主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定。NPO法人による信用協会保証の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。 ・NPO法人の多くは医療・福祉分野関連。NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを失っている。 ・こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべき。	中小企業信用保証法第2条	経済産業省	都銀懇話会	
5049	5049008	8	A	職業能力開発校の設置・運営基準の見直し	職業能力開発校については、職業能力開発促進法第16条で都道府県が設置することとされている。また、この場合の管理運営に関しては、関係する規定はないが、設置者が当然管理運営を行うべきであらう。現状を踏まえ、法的な観点から、より効果的・効率的に職業能力開発校の設置・運営を行うため、都道府県が自主的に取り組んでいくことほもちろんであるが、管理運営業務について民間委託等を検討できるなど、法解釈の拡大もしくは法改正を検討していただきたい。		・「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が成立し、国は「官民競争入札」を導入しようとしており、地方自治法においても公の施設の管理運営の主体をより拡大させる動きがある。このような中で、職業能力開発校の管理運営のあり方についても再考すべき時期にあると考える。また、地域の実情とニーズの変化も考慮して、柔軟な対応が可能となるようにする必要がある。 ・なお、以前の要望時には、国より、「職業能力開発校は、法第16条第1項及び第4項に基づき、訓練科名、訓練定員、訓練校の組織、その他公共職業能力開発施設の運営に関する事項は都道府県の条例で定めるよう規定されていることから、施設の設置者である都道府県が当然その管理運営を行う必要があるもの」と解され、公共職業能力開発校の管理運営を、都道府県以外の第三者が行うことを可能とする法解釈を行うことは困難である。」との回答をいただいたが、運営等については都道府県の条例に定めることにより、民間委託等を行うことは可能であると考える。	職業能力開発促進法第16条第1項及び第4項	厚生労働省	東京都	

全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項番号	要望種別 (規制改革 A/民間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	要望主体名	その他 (特記事項)
5057	5057200	200	A	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有の容認	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有を認めるべきである。		株式会社形態で農業経営を行なうことにより、農業にマネジメントの概念を導入し、資金調達や人材確保等様々な面で株式会社のメリットを活かすことが可能になる。 2005年の農業経営基盤強化法改正により、農業生産法人以外の株式会社等の法人によるリース方式での農業参入が実現したが、参入可能区域は条件の悪い農地、耕作放棄地に限られており、参入の阻害要因となっている。	農地法	農林水産省	(社)日本経済団体連合会	農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められていない。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成等に関して厳しい要件が課されている。
5092	5092002	2	A	商業・法人登記の業務を行政書士に開放を	商業・法人の登記申請は現行において司法書士に与えられた業務であるが、その前提となる定款の認証は、公証人が席を置く公証人役場は、同法書士法第3条第1項第2号に言う法務局又は地方方法務局に該当せず、行政書士法に言う官公署に属する。定款が電磁的記録であっても其の認証は公証人の業務であるが、法務省は告示をもって電子認証は司法書士もできるとの見解を示したが、かように行政書士の業務と司法書士の業務は定かでないなっている	商業・法人登記申請を行う国民の利便性を考慮すれば、その低廉性から来るワンストップサービスの充分性を充分に考慮する必要がある。	商業・法人登記申請の前提条件となる定款作成の業務は本来行政書士の業務であるが、利用者である国民の目から見れば、定款作成には申請業務の知識なくしては充分な定款は作成できず定款の作成知識なくしては申請業務に遺漏が発生する恐れのあることと思っており、何故合理的の無い業務分担当を維持する必要があるのか可笑しいと思っている。 結果的に国民に余分な負担を負わせているものであり改善の必要は充分にある。	司法書士法 第3条第1項 第2号	法務省	行政書士法人日本行政書士手続連絡協議会	

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X

X